

京丹波町における下水道宅内施工の基準（平成31年4月作成）

チェック欄

- ☐ 設計に先立ち、宅内配置等十分な現地踏査を行った上で計画を立てること。
- ☐ 公共枡から宅内側の工事は、京丹波町に登録する下水道排水設備指定事業者による施工であること。
- ☐ 施工する幹線部分の排水管は、口径100mmとすること。
- ☐ 排水管の最小土かぶり、原則として200mm以上とすること。
- ☐ 排水管の勾配は、原則として1/100以上とすること。
- ☐ 排水管の布設は砂基礎全部巻き立てとし、排水管外側に上下左右100mm以上の厚みとすること。
- ☐ 台所からの排水管接続については、ゴミ分別枡（クリーン枡）を設けること。
- ☐ 集水枡の設置では、余掘りのないように注意し、底部は必ず水平に据え付けること。また、地下水の浸透や、上部から雨水が浸入しないように注意して施工すること。
- ☐ 集水枡の設置箇所で上流管と下流管との格差が300mm以上生じる場合は、副管構造とすること。
- ☐ 直線区間にあっても集水枡の設置間隔は、排水管内径の120倍である12mを超えないように設置すること。
- ☐ 衛生器具等（便所、浴室、洗面などに取り付ける器具など）の取り付けについては、取付要領等熟知し、適正に取り付けること。取り付け後は、作動状況、水漏れ等がないように確認すること。

公共枡設置基準

※下水道本管から宅内に設置する公共枡までに係る設置基準

チェック欄

- ☐ 公共枡は、原則、1敷地当たり1個とする。
- ☐ 公共枡設置工事は、受益者負担により整備を行い、完成後においては、公共枡から本管に係る管理は町において行う。
- ☐ 本管から公共枡までの接続工事は、京丹波町に登録する建設工事入札参加資格を有する事業者による施工であること。
- ☐ 公共枡は、道路境界から民地側1.0m以内（道路境界から枡縁まで0.3mを基準）に設置すること。
- ☐ 公共下水道（特定環境保全公共下水道事業区域）にあつては、下水道本管の口径150mmの場合は、口径125mmの取付管とすること。勾配は原則2/100以上とする。
- ☐ 農業集落排水事業区域にあつては、下水道本管の口径150mmに対して、口径100mmの取付管とすること。勾配は原則2/100mm以上とする。
- ☐ 取付管の最小土かぶりは、原則として600mm以上とすること。
- ☐ 取付管は、流水を阻害しないように、本管への取付け部は流水に対し60度を原則とするが、本管の管径が大きい場合は、90度でも差し支えない。
- ☐ 取付管を本管に接続する場合は、可とう性支管を使用すること。
- ☐ 取付管をマンホールに接続する場合は、止水性可とう継手を使用すること。また、この場合、マンホール底部に管渠の状況に応じたインバートを設置すること。
- ☐ 公共枡は、枡の深さを800mm以上とし、枡の深さが1200mm以上の場合は、必ず口径を300mmとすること。1200mm以下の場合は、口径200mmとしてもよい。
- ☐ 公共枡の蓋は、駐車場等で車重等の負荷がかかる場合は、鉄蓋とする。※特環は立ち上がり管（枡）と蓋（鉄製）は分離したものを採用することとし、農集は、一体型となった枡が主となっている。